

未来に繋げる川づくりを一緒に考えてみませんか？

相模川ふれあい懇談会

相模川ふれあい懇談会の進め方



河川整備基本方針、河川整備計画とは

平成9年(1997年)河川法改正

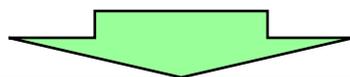
- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入



河川整備基本方針

河川管理者(一級水系は国土交通大臣)が定める
平成19年11月22日策定

- ・長期的な河川整備の基本的な方針
- ・具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方の記述



河川整備計画

河川管理者(大臣管理区間:地方整備局長
・県管理区間:都道府県知事)が定める

- ・20~30年後の河川整備計画の目標を明確にする
- ・個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

相模川・中津川河川整備計画対象区間



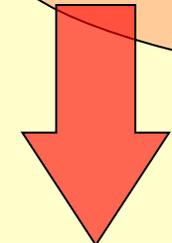
拡大



相模川 55.6 km
中津川 29.0 km

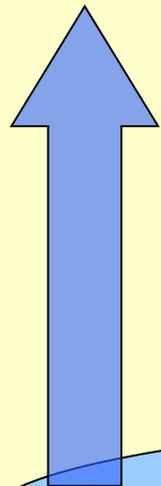
相模川ふれあい懇談会

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が、自由に参加し、幅広く意見を述べる場。

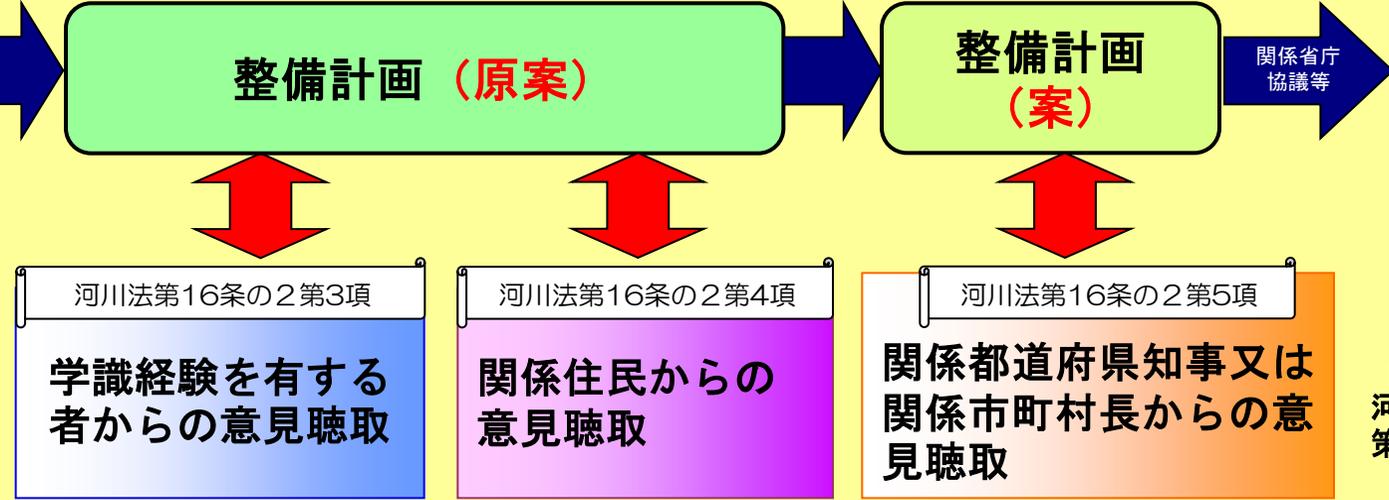


整備計画の作成
(たたき台)

幅広く意見をきいて、河川管理者が作成



河川整備計画の法的手続きフロー



相模川 川づくり行政連絡会
(関係する流域自治体)

相模川ふれあい懇談会とは

相模川ふれあい懇談会とは・・・

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べる事が出来る場



例えば次のような懸案事項

- 弱小堤防の治水安全度はどれくらいか。
- 河川区域のゴミ処理はどうしているのか。
- 水質基準はクリアしているのか。
- 希少種の保全と外来種対策は如何に。
- 河川敷の利用方法について。

等々

治水対策



外来種対策



不法投棄対策



高水敷利用

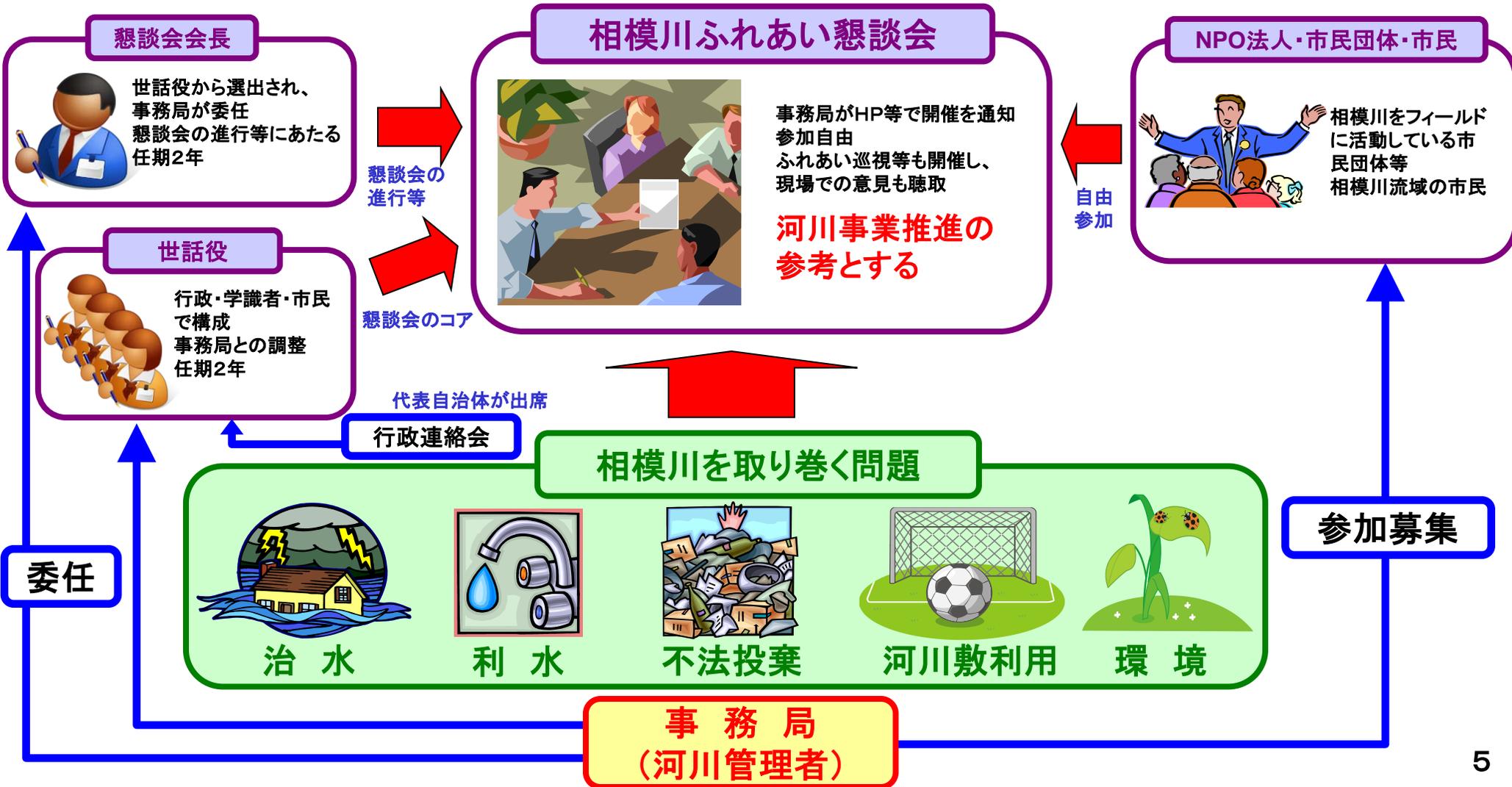


この様な事について、みなさんと河川管理者が議論しながら、今後の川づくりを考える会です。

相模川ふれあい懇談会イメージ図

相模川ふれあい懇談会とは・・・

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べる事が出来る場



相模川 川づくり行政連絡会イメージ図

相模川 川づくり行政連絡会とは・・・

神奈川県内における相模川水系の川づくりに際して、行政間において必要となる事項の連絡・調整を行う場

相模川 川づくり行政連絡会



神奈川県内の流域自治体で構成
必要に応じ幹事会を開催
重要な事項について決定
河川事業推進の参考とする

下部組織

幹事会



神奈川県内の流域自治体における実務担当者で構成
軽微な作業を行う

代表自治体が出席

必要に応じ開催

ふれあい懇談会
世話役

適宜開催

相模川を取り巻く問題



治水



利水



不法投棄



河川敷利用



環境

事務局
(河川管理者)